

取扱区分：「公開」

平成28年第9回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年9月9日（金）午前9時59分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

## 平成28年第9回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年9月9日(金) 午前9時59分 ~ 10時59分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

#### 3 会議に付した議案

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	16件
報告第45号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第46号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	11件
報告第47号	非農地証明について	8件
報告第48号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第49号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

#### 4 出席委員

第2番	杉村 龍男 君	第3番	藤井 和典 君
第4番	梅田 洋治 君	第5番	椎木 人志 君
第6番	大江 静人 君	第7番	弘中 壽 君
第8番	江波 一男 君	第9番	田中 榮作 君
第10番	野村 一男 君	第12番	笠井 保雄 君
第13番	松岡 清治 君	第14番	藤井 澄子 君
第17番	杉村 洋治 君	第18番	藤井 允雄 君

第20番 山崎弘子君                      第22番 村木実君  
第23番 松田孝行君                      第24番 山崎光夫君  
第25番 水井規雅君                      第27番 白石純治君  
第28番 有馬俊雅君                      第29番 小林一雄君  
第31番 岩田学君 (職務代理者)  
第32番 西田孝美君 (会長)

## 5 欠席委員

第1番 長谷川和美君  
第11番 藤井孝君  
第15番 大田幹代君  
第16番 歳光時正君  
第19番 福田栄司君  
第21番 林定子君  
第26番 秋貞啓子君  
第30番 高橋恵君

## 6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

## 7 事務局職員

局長 茅原道夫                      次長 藤井豊  
次長補佐 吉原浩子                      書記 桐山昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

まず、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願  
いいたします。

それでは、次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中24名で、周南市農業委員会会議規則第9  
条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番 長谷川 和美 委員、第11番 藤井 孝  
委員、第15番 大田 幹代 委員、第16番 歳光 時正委員、第19番  
福田 栄司委員、第21番 林 定子委員、第26番 秋貞 啓子委員、第  
30番 高橋 恵 委員の8名でございまして周南市農業委員会会議規則第  
5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願います。

開会（午前9時59分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成28年第9回周南市農業委  
員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規  
則第23条に規定された議事録署名委員は、

第12番、笠井 保雄委員さん、第22番、村木 実委員さんのご両名にお  
願います。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第29号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第29号「農地法第3条の規  
定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●  
●●字●●に所在する農地の田、1筆の1,107平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、後継者がいないことから現在利用権設定している貸し手に譲り渡すとされ、譲受人は、相手からの申し出に応じて規模拡大を図られるものでございます。

なお、今回、利用権設定の解約届出書が提出されております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、繁忙期の場合は、パートを雇用することでもあり農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は112アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第31番

31番の●●です。譲受人は、耕作面積から分かりますように11ヘクタール耕作されている専業農家でライスセンターもされており、年齢も50歳

くらいで熱心に農業されている方です。一方、譲渡人は、ちょうど8月31日に現地調査に出かけた際に本人にお会いしました。たまたま、●●●から帰省されておられたのでお話を聞くことが出来ました。双方とも利用権設定を長くされ耕作されておられまして特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,576平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作管理ができないことから今まで耕作管理をしてもらっていたので譲受人に譲り渡すとされ、一方、譲受人は、譲渡人からの申出により、譲り受けて農地の有効活用を図るため今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、田植機、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、後程、審議していただきます議案第31号の「周南市農用地利用集積計画」において、別紙1の4ページの6番にありますように1,203平方メートル、利用権設定をいたしますことから、それと合わせまして、取得後の農地は37アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を栽培される予定とのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。調査報告をいたします。去る9月2日に譲渡人とは、電話にて、譲受人とは現地にて申請書並びに営農計画書に基づき調査をいたしました。申請地は、以前より譲受人が耕作管理をしており現況も水稻が作付けされてありました。現在進行中であります●●地区は場整備事業に関連いたしまして、譲渡人は遠方のため譲渡したい。譲受人は自宅そばでもあり、ぜひ譲り受けて、ほ場整備事業に持ち込み経営規模拡大に取り組みたいという事でありまして、営農計画の一環である倉庫並びに農機具等も保有しており、また、ほ場整備事業の同意書も提出されており問題ないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、2筆の3,409平方メートル、牧場、1筆の1,660平方メートル、合計、3筆の5,069平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり、後継者もないことから隣接農地の所有者の譲受人に譲渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により、また隣接農地であることから規模拡大を図り、今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、トラクター、田植機等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。



第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は326アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を耕作されるということであり、また、牧場については、果樹栽培を予定されており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

24番の●●です。第3番について、去る9月3日、譲渡人と譲受人とで現地に参りまして調査をいたしましたので、その結果をご報告します。申請地の2565-1と2571-1は遊休農地になって草が繁茂しており、また、2569-1は、牧場になっていた所で牛舎と倉庫があり採草放牧地については草が繁茂しておりました。今回、譲渡人が高齢で後継者もないことから譲受人に譲渡しの申出をされたものでございます。譲受人は申請地が自己所有の農地と隣接しており耕作に便利な事から双方の話がまとまり譲渡人からの所有権移転に応諾をされたものでございます。譲受人は今後、牧場の牛舎は農機具倉庫として使用し、また、簡易倉庫は解体し採草放牧地については果樹を植えられるとのことでございます。また、現況が遊休農地になっている申請地の2565-1と2571-1については、草を刈って来年は水稻の作付けをされるそうでございます。譲受人は農業に大変熱心な方で以前から経営規模の拡大をされており、現在、近隣で耕作できない農地を預かって耕作をされておられる方で何ら問題になることはないかと思っておりますのでよろしくご審議、決定のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の35平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は申請地が既に譲受人の所有する田と一体利用されており道としての機能を有していないため譲渡すとされ、譲受人は、申請地に法定外公共物（里道）が田の中にあり、道路の形態もなく用途変更して一体的に利用するため払い下げを受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は50アールで、当地区の

30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるこのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。調査報告をいたします。去る、9月2日に譲受人と現地にて申請書並びに営農計画書に基づき調査をいたしました。申請地は、以前より譲受人が管理しており現況も手入れがなされた管理がされておりました。申請地は、譲受人の所有する農地の中央部分を横切っており、現在の市道が取り付けられる以前は道としての機能を果たしておりましたが、市道取り付け後は、市道を利用するため、また、農地の形状が変わったためにその機能は不用となり、所有する農地の正式な一面としての一体利用を行うために今回の申請となったので、周辺農地も全て譲受人の所有する農地であり、問題ないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

●●●が農地を所有しているというのはめずらしいと思いますがこの土

地はどのような状況の土地ですか。しかも面積も35平方メートルですし、道を付けようとしたものなのではないでしょうか。

事務局長

これは、赤線の里道が残っていたということで払い下げを受けるものです。現状は、農地として一体利用されております。今回は、農地を3反以上所有されているので払い下げを受ける場合は良いのですが、そうでない場合は払い下げが出来ないことから今後は市の担当課の方では払い下げるの仕方を検討しており、このような払い下げるの仕方はなくす方向で検討されております。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

5番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の771平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は体調を崩し、数年来、草刈り等して保全管理に努めていたが、高齢でもあり困っていたところ譲受人にから話があり譲渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの相談により、自分も農業経営を他市でも行なっており農地の有効活用を図るため今回、譲り受けられるものがございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、

トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、譲受人は他市にお住まいで、そちらでの耕作面積26アールを含めて取得後の農地は34アールで、当地区の20アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑として野菜、花等を栽培されたいとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

4番の●●です。農地法第3条の許可基準について、事務局の説明のとおりで、法の第3条第1項の許可申請について、申請人双方に確認した結果を報告します。これは所有権移転後この農地については、遊休農地でありまして果樹、花等を作付けするとのこと、別に収入を得るという事ではなく、景観を損なわないようにと考え、周辺に迷惑をかけないような農地にしたいとのことございまして別に問題ないと思われまます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第30号を議題とします。

なお、1番及び2番についてですが、譲受人が同一、土地の所在も隣接しており、また、一体利用でありますので一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案4件でございます。それでは1番と2番についてですが譲受人が同一、土地も隣接しており一体利用ですので一括してご説明いたします。

譲受人は、●●市に居住する不動産業を営む事業主です。

土木工事に必要な砂利、真砂土及び残土置場、工事用車両置場として利用するものです。

申請地は、県道に隣接しており大型車の進入が可能であり、また、近隣に民家が少なく、また、譲渡人は高齢のため耕作が困難となり他に農作業の委託先も見つからないため、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北東に約1キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在の1番につきましては、●●●大字●●字●●●265番1、地目は田、地積は712平方メートルでございます。

申請地の所在の2番につきましては、●●●大字●●●字●●●266番1、  
地目は田、地積は528平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

また、開発行為でない旨の届出を平成28年8月24日付で提出し受理されています。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 25 番

25番の●●です。只今の事務局よりの説明と重複するかもしれませんが、ご説明します。議案第30号、1番と2番につきまして、現地調査、確認した結果についてご報告いたします。去る9月2日に譲受人とは現地で、1番の譲渡人とは、足が不自由なことからご自宅に伺い、また、2番の譲渡人とは、遠隔地のため電話にて確認しました。1番の申請地は、一昨年までは一部畑として他人に貸しており、以後は同居の息子が草刈り等して自己管理してきたようです。しかし、自分は高齢で足が悪くなり、息子も耕作までは出来なくなり手離すことにしたそうです。2番の申請地は、遠方に居住しており耕作は言うまでもなく、農作業の委託先を見つけることもなかなか困難なため、売買することにしたとのこと。譲受人は、この2つの土地が県道等の道路に面しており大型車の出入りが可能で近隣に民家が少ないこと等から一体利用して資材置場として活用することにしたいということです。具体的には、真砂土200立方メートル、砂利200立方メートル、残土300立方メートル、工事用の資材置場として200平方メートル、機械としてバックホウ1台、ブルドーザー1台でございます。被害防除計画書、資金計画書等も完備しており、その他の調査項目に照らしても特に問題はないと思われまますのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。



事務局次長

次に、議案第30号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番について事務局より説明をお願いいたします。

それでは3番につきましてご説明いたします。

譲受人は、●●に事務所のある売電事業を行っている事業主です。

売電事業の事業拡大を図るため申請地を購入し、発電出力46.4キロワットの太陽光パネル192枚を設置するものです。

申請地は、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もなく、太陽光発電施設の位置に適した場所であり、また、譲渡人は、高齢でもあることから所有する農地の稲作維持が困難であることから、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から北東に約300メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●●●字●●●605番1、地目は田、地積は402平方メートル、同じく●●●●字●●●606番、地目は田、地積は482平方メートル、同じく●●●●字●●●607番1、地目は田、地積は333平方メートル、同じく●●●●字●●●607番5、地目は田、地積は59平方メートルで、合計、4筆で面積、1,276平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次に、こちらが側面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、支所よりおおむね300メートル以内にある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る認定通知を受けております。

また、開発行為でない旨の届出を平成28年8月24日付で提出し受理されています。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。第3号について報告します。去る9月4日に現地を確認しました。4筆あり、草は刈ってありましたが、長年、作物等が植えられた形跡はありませんでした。譲渡人によると高齢であり今後維持することは困難であることから今回、譲ることにしたとのことでした。譲受人とは9月

5日に電話で確認しました。太陽光発電設備の設置のため、適地を探しており、妻等の実家からも近いこともあり、申請地を譲り受けることにしたとのことでした。なお、譲受人は既に数か所で同様の事業を実施、計画中とのことでした。また、申請地は造成することなく機器を設置するほか、雑草の管理等についてはシートを敷いて近隣の方にご迷惑をかけないようにしたいと話しておられました。申請書には、事業計画書、資金計画書及び被害防除計画書等も添付されており、特に問題はないと思います。どうかご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは4番につきましてご説明いたします。

譲受人は、●●に事務所のある売電事業を行っている事業主です。

売電事業の事業拡大を図るため申請地を購入し、発電出力46.4キロワットの太陽光パネル176枚を設置するものです。

申請地は、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もなく、太陽光発電施設の位置に適した場所であり、また、譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、他に農作業の委託先も見つからないことで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から北西に約1.5キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●●大字●字●●●496番1、地目は田、地積は1,201平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次に、こちらが側面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る認定通知を受けております。

また、開発行為でない旨の届出を平成28年8月24日付で提出し受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

ます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。第4番の議案について去る9月6日申請人と現地で意思確認並びに調査したことを報告します。なお、譲渡人については、遠隔地のため電話で確認いたしました。申請地は先ほど説明ありましたように●●●●の国道●号線から●●方面に向かう道沿いに位置します。農地の地目は田で、面積は1,201平方メートル、現況は雑草が繁茂していました。譲渡人は遠隔地に住み高齢であることから農地維持が難しく、また、担い手が見つからないことから売買したいとのことでした。譲受人は、先程の3番の申請人と同一業者で売電事業の事業拡大を図るため適地を探していたところ申請地を購入し発電出力46.4キロワットの太陽光パネル176枚の発電設備を設置し、事業拡大を図りたいとのことでした。申請地は、中山間地域で空家、耕作放棄地も加速的に増えつつあり、周囲も全て耕作放棄地となっております。現状では、担い手確保も難しく、現在、土地の有効利用、荒地、耕作放棄地対策の一つとして考えられると思います。被害防除計画書に添って調査しましたが問題なしで、周辺農地に与える影響もなく事業計画書、資金計画書、土地利用計画図も添付され何ら問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第31号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

それでは、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成28年9月9日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●●主査さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、●●●さん、お願いいたします。

農林課

農林課の●●●です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料は、別紙1周南市農用地利用集積計画となります。

本日は7月までに受け付けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、10月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、●●地区・●●地区・●●地区、●●地区・●●●地区・●●地区・●●地区・●●地区・●●野地区の9地区におきまして、

13件、19筆の案件、並びに農地中間管理機構への貸付が、●●地区・●●地区の2地区におきまして、3件、6筆の案件でございます。

農地中間管理機構への貸付におきましては、番号1番・2番の●●の土地は新規就農予定者の●●●さんへ転貸予定となっており、番号3番の●●●の土地は、農事組合法人●●●●●●●●へ転貸予定となっております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

お聞きして見たいのですが、個人の方が今の時期に利用権設定をされるのは何か理由等があるのですか。メリットがないのではないのですか。今手続きしても補助金等も支給されないと思うのですがどうなのですか。

議長

例えば、農業をされていたご主人が急に死亡され、奥さんでは草刈り等も困難なことから手続きされる場合があります。また、来年の4月に向けて田を修理したいことやトラクターで耕起しておきたいこと等から今の時期に手続きされていると思われま。

第31番

●●で●●農業委員さんが貸しておられるのは、これは何か理由がありますか。4月に手続きされるのであれば補助金に関係してきますが、なぜ、今の時期なのですか。

第27番

これは、補助金は考えておりません。先程、ありましたように早く取り掛かりたいからだと思います。

議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第45号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第45号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のもので転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第45号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第45号を終わります。

続きまして、報告第46号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。報告第46号「農地法



第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は11件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第46号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。報告第47号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第47号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第48号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第48号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第49号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

なお、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から要件が見直しされ、また、名称も変更等され、平成28年4月1日から施行されております。そのことから本市の場合も遅くなりましたが、今回から「農業生産法人」を改め「農地所有適格法人」に名称を変更したもので報告いたしております。以上でございます。

議長

只今の報告第49号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第49号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時59分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年9月9日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 村木実

委 員 笠井洋太